

## 令和5年度「アートエコシステム基盤形成促進事業」公募要領

### 1. 事業名

令和5年度「アートエコシステム基盤形成促進事業」実施業務

### 2. 本事業の目的と基本的な考え方

アート市場活性化WG(R3.3)、アート振興WG(R4.3)の報告書では、市場の拡大に向けた我が国基盤の脆弱性が指摘されている。特に流通における来歴管理や美術品の評価価格の不透明性、継続的な統計データの不足等が今後の市場の拡大に向けた大きな障害であるとされており、本事業においては、これら課題をDX基盤の整備やそれに向けた業務標準化等により解決することを目的とする。さらに、我が国に所在、もしくは今後制作される美術品について、今後進むと考えられるデジタル上での情報管理を促進し、情報管理の効率化や流通促進等による価値づけ・価値の下支えを進めることで、美術品の管理適正化、資産化を目指す。また、令和4年度の公的な鑑定評価に関する作業部会、令和5年度の基盤・制度WG等での美術品の価格評価に関する議論を踏まえ、価格評価の客観性を担保する仕組みづくりや我が国アート市場の基礎統計の整備を行うことで、アート市場の活性化を目指す。

上記目的のため、昨年に引き続き、①美術館や博物館において、収蔵品管理の標準化に向けたプロセスを進める。具体的には、標準化の手法について令和4年度の実施内容を踏まえた導入試行を行うことにより、次年度以降により多くの館に横展開するための方向性・方針を今年度事業において決定する。また、国内各地に所在する美術品について、情報の分散的管理や改ざん困難な方法での収集・蓄積を進める仕組みづくり・インセンティブ設計を目的とする調査・技術導入実証を行う。さらに、②我が国において美術品の価格評価が透明性・客観性の担保された形でなされ、その実績が蓄積されるとともに必要な機関・人材に向けたアクセスが担保される仕組みづくりをするべく、国内のデータの所在やステイクホルダの調査を踏まえたアクセシビリティの確保や管理のあり方についての提案を行う。加えて、③国内アート市場の売買額を網羅的に把握するための基礎的な情報収集と国外調査への接続、国際的な広報・啓発を行う。

また、本業務にあたっては、文化庁と連携・相談のもと実施することとする。

### 3. 業務の内容

以下のタイプA～Cについて募集する。申請は、複数のタイプに同時に行うことも可能。

#### 【タイプA】アート市場活性化に向けた国内DX基盤整備

(1)美術館・博物館における収蔵品取り扱い業務の標準化・高度化に向けた方針決定に係る事業

令和4年度事業 ([https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/artecosystem/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/artecosystem/))

[93900801.html](https://www.collectionstrust.org.uk/spectrum/)) の実施内容を踏まえ、日本語訳した Spectrum5.1 (以降、“日本語版 Spectrum” と記載。Spectrum は英国の Collections Trust が管理・運営している収蔵品の管理標準手法 <https://collectionstrust.org.uk/spectrum/>) を活用した収蔵品取り扱い方法の標準化に向け、その全面導入に向けた実現可能性と難易度の評価(費用負担の負荷・あり方含)を行う。具体的には、日本語版 Spectrum の正式版としての認証等に向けた国内美術館・博物館における Spectrum 導入実証(1-2館)を行い、その結果を踏まえて我が国美術館・博物館における令和6年度以降の標準化方針を提案すること。提案にあたっては、必ずしも日本語版 Spectrum を遵守した形でなくても良いこととする。また、事業実施、方針の検討・決定にあたっては、以下を必ず実施すること。

- ①各博物館・美術館の収蔵品管理システム提供事業者(国内で一定以上のシェアを獲得している早稲田システム、ニッシャ、富士通等のシステム開発会社)との連携・意見交換
- ②Spectrum を提供する英国非営利団体(Collections Trust)との連絡・調整
- ③国内主要ミュージアムの担当者を集めた実務者会議(東京国立博物館、国立美術館、国立科学博物館、東京都歴史文化財団、国立歴史民俗博物館等を想定)もしくは各館との個別の意見交換における承認(8人程度による1-2回程度の会議謝金(1回1人当たり14,000円)を提案見積りに含めること)

(2) 民間が保有する美術品の情報をデジタル上で補足する仕組みを踏まえた、インセンティブ設計の検討・実証

令和4年度に実施した同一のフォーマット上で美術品の情報をやり取りできる仕組み構築に向けた実証内容を踏まえ、特に民間(個人や企業)において、デジタル上で作品情報を捕捉することに関するインセンティブ設計に関する検討、実証を行う。

提案にあたっては、美術品の取引業界に限定せず、情報の非対称性が生じやすい、あるいは、生じていた業界のプラクティスなども参照し、取引実績及びそれに関連する情報の収集～統合～管理～共有の一連について、検討を行うこと。特に、他業界には存在し美術品の取引業界に存在しない(もしくは存在したとしても効果的に作用していない)機能やサービスであって、美術品の資産化や美術品の取引市場活性化に資するものについて構築を目指すことが望ましい。

また、実証にあたっては、年度内完了というタイムスケジュールを前提とした場合議論可能な項目と、中期的に議論可能な項目とに分けて議論し、前者については24年1月末までに実証計画を策定し実施期間内までに実証を終えること。後者については、24年1月末までに中期的な想定計画を立案し文化庁と合意を得ること。

【タイプB】公的な鑑定評価制度の創設に係る基盤整備に向けた準備業務

(1) 国内外の美術品取引に係る情報基盤整備に向けた調査・要件定義提案

令和4年度「公的な鑑定評価に関する作業部会」、令和5年度「基盤・制度WG」における公的な鑑定評価制度の創設に向けた検討の中で、価格評価の客観性・信頼性の担保に向けた過去の取引データに係る情報の収集・アクセシビリティ確保の必要性についての議論がなされている。

本事業においては、上記議論を踏まえ、価格評価機関が価格決定に至るために必要となる各種データへのアクセシビリティを確保するための基盤整備に向けた調査、WGでの議論を踏まえた要求仕様の確定と、それに基づく要件定義の提案を行う。実施にあたっては、以下の観点を踏まえた調査・分析を行うこと。

- ・現時点で想定されている、価格評価にあたって評価者が参照すべきデータについては、「美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価の手法、手順等についてのガイドライン試行版」

( [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunka\\_keizai/seido\\_working\\_02/pdf/93914101\\_02.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunka_keizai/seido_working_02/pdf/93914101_02.pdf)、以下、ガイドライン試行版) を参照のこと。

- ・国内に所在する既存データの量や種類、所有者、データの希少性・歴史的価値等について調査を実施し、我が国における取引データの収集・管理・運用の在り方について、あるべき姿（要求仕様）を確定させ、それをもとに国が最低限措置すべき部分についての要件定義を提案すること。
- ・提案にあたっては、既存システムや外部サービス等の活用を幅広く検討したうえで、将来的な運用可能性や持続性の担保に留意すること。
- ・国内の主だったデータの保有機関・団体に対し、必要に応じてヒアリングを行う等して、過度な負担を強いることのない設計とすること。
- ・一般に公開されているオークションデータの他、今後生じる膨大な取引データの収集方法について、データ提供のインセンティブを織り込んだ提案とすること。

(2) 美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価の手法、手順等についてのガイドライン試行版の実証的運用

令和4年度「公的な鑑定評価に関する作業部会」においてとりまとめられた「美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価の手法、手順等についてのガイドライン試行版」を用いて、過去に美術品の価格評価を実施している事業者との協力のもと、以下を実施する。

①価格評価実務に関する基礎実態調査

国内で実施されている価格評価実務について、事業者数、規模、業種、専門分野、料金、鑑定期間等に関する基礎調査を実施する。令和6年度以降の価格評価機関の認定に向けた基礎資料とすることを想定しており、価格評価実務の概況を把握するための

ものであることから、デスクトップ調査を中心とした簡便な調査を想定してよい。

## ②ガイドライン試行版のフィージビリティ検証

前述の公的な鑑定評価制度に係る議論を踏まえつつ、令和 6 年度以降の公的な鑑定評価制度の立ち上げを見据えたガイドライン試行版の実行可能性等について、客観的調査・検証を行う。その際、価格評価実務経験のある複数の事業者と連携・協力し、実際にいくつかの美術品をサンプル的に取り上げてガイドライン試行版に則った評価を実施しながらその過程を検証、事業者からの意見を聴取して報告書にまとめること。

提案にあたっては、検証方法について以下の要素について提案書に記載したうえで、文化庁と協議の上で確定、実施すること。

- ・連携する事業者とその数
- ・対象とする美術品の種別（絵画、彫刻、工芸等の別）とその数
- ・事業実施スケジュール

※連携する事業者については、再委託等の形で人件費を含む必要経費を計上することを可能とする。

## 【タイプ C】国際的なアート市場における日本市場の現状調査

文化庁では、国際的なアート市場における日本の市場規模を可視化し、国際的に日本のアート市場の重要性・認知度を向上させることを目指し、令和 4 年度事業において初めて国際的な調査に協力（調査票の翻訳や回収業務等）した。その結果、2023 年 4 月に発表された「Art Basel and UBS Art Market Report 2023」（<https://theartmarket.artbasel.com/>、以降アートマーケットレポートと記載）では、これまで「others」に含まれていた日本の国際市場におけるシェアが初めて「1%」と数値で明記され、国際的な認知を得ることができるようになった。しかし、取組初年度ということもあり、アンケート回収率の低さ等課題も多く、「1%」（900 億円程度）という数値も日本の市場規模に比して、過小評価である可能性が高い。

そこで、本業務においては、この取組を継続・進展させるべく、上記アートマーケットレポート（特に p.249 以降 Primary Data Sources Used in The Art Market 2023 等参照）や、令和 4 年度に実施した国際的なアート市場レポートの動向調査（[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/artplatform/pdf/93887501\\_02.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/artplatform/pdf/93887501_02.pdf) p.47 参照、以降令和 4 年度調査と記載）等を踏まえ、国際的なアート市場調査においてどのような統計が活用され、調査が実施されているか分析し、日本のアート市場の数値を向上させる方策について、国際的な調査を実施している団体や企業・研究者等にコンタクトをとり、協力体制を築きながら、国内のギャラリーやオークションハウス等へのアンケート調査や既存データや統計の分析・活用の提言等を行う。

具体的には、受託者は、文化庁の指示・要件に基づき、下記の業務を行う。なお、工程ごとに文化庁のレビューを受け、承認を得ることとする。

#### (1) 国際的な市場調査報告書で活用される統計等の分析

上記アートマーケットレポートや令和4年度調査等を踏まえ、国際的なアート市場調査がどのような統計や既存データソースを活用し、どのようなデータを国際的なアート市場に活用しているのか、実際に調査を実施している団体や企業、研究者等とコンタクトをとりながら同定するとともに、日本国内における同種の統計やデータの活用可能性、あるいは、既存の国内統計データ等の国際的な調査への活用の可能性が低い場合には、国際的に活用可能な新規調査の内容について、実際に国際的なアート市場調査を実施している主体と調整しながら提案すること。

調査対象となりうる国際的な調査例：

- ・ Art Basel & UBS Art Market Report (実施主体：Art Basel & UBS)
- ・ Art Market Report (実施主体：TEFAF)
- ・ Art & Finance report (実施主体：Deloitte Private & ArtTactic)
- ・ The Artnet Intelligence Report (実施主体：Artnet)
- ・ The Art Market (実施主体：Artprice)

#### (2) アンケート調査業務

日本国内におけるギャラリーやオークションハウスを対象とした下記の<調査概要>①～⑦に記載したアンケート調査を<調査実施概要>①～⑥の通り実施し、売上情報等アート市場調査に必要な情報を得るとともに、令和4年度同様に、Art Basel & UBS Art Market Reportにおいてその情報が活用できるように、調査受託先であるArts Economics社と連携しながら調査設計する。また、その他主要な国際調査主体とも連携の可能性を模索する。

なお、提案に当たっては、以下のA～Cにつき特に留意し、より効果的な実施に向けた建設的な提案を記載すること。

- A. 匿名性の確保や複数の回答方法の設定等、回答者のニーズを満たし、回答率を上げるための回答方法を設定すること。
- B. 回収率向上に向け、必要な組織との連携を含めた取組を実施すること。
- C. 市場規模の実態把握やその対外的な発信について、調査対象からの理解を得るための適切な工夫・啓発活動を行うこと。

#### <調査概要>

- ①調査対象期間：2023年1月～12月（見込を含む）
- ②調査対象となる美術の範囲：古美術から現代アートまで（メディアアートを含

む)

- ③調査対象となる販売方法等の範囲：日本国内において美術品を販売している者（ギャラリー、古美術商、百貨店、オークションハウス、オンライン販売、個人販売等）
- ④調査規模：1,150件程度（令和4年度実績）
- ⑤目標回収数：400件程度（令和4年度実績の2倍程度）以上
- ⑥調査方法：全国美術商協会への協力依頼や直接アンケート等の実施
- ⑦調査内容：売上やジャンルなどその他情報（国際的なアート市場調査を行っている主体と調整しながら決定）

#### <調査実施概要>

- ①調査票の設計
- ②調査票の作成、翻訳、配布、回収、集計業務
- ③調査結果の分析、資料作成・翻訳
- ④国外主要調査主体との調整、翻訳資料による情報提供
- ⑤次年度調査に向けた提案

（実施した調査についての協力団体や関係者ヒアリングを実施し、そのフィードバックを踏まえること）

- ⑥調査報告書（電子媒体）作成

本事業は、アート関係者や統括団体及び国際的な市場調査の実施主体との信頼関係がアンケート回収率やその後のデータの採用等に重要な要素となりうるため、提案にあたっては、アート市場関係者（特に統括団体）との関係性や過去のアート関連の調査実績、国際的なアート市場関係者との連携の実績・可能性等を提案書に記載すること。

#### 4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

（1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

#### 5. 公募対象

公募対象は、次の（1）又は（2）の要件のいずれかを満たす我が国の団体とする。

- （1）法人格を有する団体

(2) 法人格を有しないが、以下の要件を全て満たしている団体

- ア 定款、寄附行為に類する規約等を有すること
- イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ウ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
- エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

## 6. 事業期間、事業規模、採択予定件数

事業期間：契約日～令和6年3月31日

事業規模：上記「3. 事業の内容」の各事業の規模は以下の通り

(タイプA) 20,000千円以内

(タイプB) 19,500千円以内

(タイプC) 4,500千円以内

採 択 数：各1件合計3件（予定） ※採択件数は審査委員会が決定する。

## 7. 選定方法及び選定結果の通知

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置して行う。審査方法については別添「審査基準」とおり。選定終了後、10日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

## 8. 公募説明会の開催

公募説明会は開催しない。

## 9. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

## 10. 企画提案書の提出場所・提出方法・提出書類・提出期限

(1) 提出場所

住 所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

担 当：文化庁文化経済・国際課

電 話：03-5253-4111（代表）内線4844

E-mail：[kei-sai@mext.go.jp](mailto:kei-sai@mext.go.jp)

(2) 提出方法

- ① PDF形式にした提案書をメール添付にて[kei-sai@mext.go.jp](mailto:kei-sai@mext.go.jp)まで提出すること。
- ② メール の 件 名 及 び 添 付 フ ァ イ ル 名 の 冒 頭 に は と も に 「(事業名)\_(タイプA、タイ

プ B、タイプ C のいずれか)\_ (法人名)」を入れること。

- ③ 添付ファイルは1通にまとめて送信すること。ただし、メールサーバの容量の関係により大容量データファイルは直接受け取れない場合があるため、上記アドレスにその旨連絡すること。ファイルサーバ経由の提出方法について指示する。
- ④ 受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。
- ⑤ メール送信上の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負わない
- ⑥ その他
  - ・ 企画提案書を提出する際には、組織の代表者名で、本件に対する応募の意思を明確に示す書面を提供すること。
  - ・ 企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。

### (3) 提出書類

- ① 企画提案書（電子データ（PDF形式））
- ② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し（電子データ（PDF形式））
- ③ 誓約書（電子データ（PDF形式））
- ④ 本件に関する事務連絡先（様式は任意）（電子データ（PDF形式））
- ⑤ (任意団体の場合)応募要件を満たすことを証する書類

### (4) 提出期限

令和5年8月28日（月曜日）10時必着

※すべての提出書類をこの期限までに提出すること。

※E-mail でデータを送信した書類については送信時に提出されたものとみなす。

※提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは認めない。

### (5) その他

- ① 企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。
- ② 企画提案書等は選定委員会員及び本件業務関係者に開示する。また、必要に応じて一般公開又は特定の者へ開示を行うことがあるので、一切の秘密情報が含まれないものとし、公開に当たって発生するリスクについては提案者が負うものとする。
- ③ 採択された場合の企画提案書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。

## 11. 誓約書の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- (2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

## 12. 契約締結に関する取り決め

### (1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要ではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

### (2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

## 13. スケジュール

- (1) 審査：令和5年8月下旬頃
- (2) 採択決定：令和5年9月中旬頃
- (3) 契約締結：令和5年9月下旬頃

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。  
なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

## 14. その他

- (1) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (2) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している

本件の公募情報に開示する。

- (3) 事業実施にあたっては、契約書及び業務計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。
- (4) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (5) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。
- (6) 選定した企画の内容は、文化庁と選定者の協議の上、変更することがある。
- (7) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

[契約締結にあたり必要となる書類]

- ・ 業務計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）
- ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・ 再委託に係る委託業務経費内訳
- ・ 別紙（銀行口座情報）

## 15. 問い合わせ先

文化庁文化経済・国際課

E-mail : [kei-sai@mext.go.jp](mailto:kei-sai@mext.go.jp)